

岩手

December

12
2017



『吹雪の中に(盛岡市)』 写真：眞 館 弘 治

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

(いわて年末年始無災害運動スローガン)

〔目次〕

いわて年末年始無災害運動	2
治療と職業生活の両立支援に係る相談窓口・助成金等をご案内します、テレワークを活用してみませんか	3
No more! 墜落・転落災害@建設現場	4・5
労働時間等見直しガイドライン、育児・介護休業指針が改正されました、認定を目指す企業をお手伝いします!	6
クエスチョン(中皮腫が発症した場合の労災請求について)	7
メンタルヘルスとコミュニケーション②	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

いわて年末年始無災害運動

<スローガン>「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

実施期間：平成 29 年 12月1日～平成 30 年 1月31日

準備期間：平成 29 年 11月1日～平成 29 年 11月30日

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入り口付近、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。

2 車両等のスリップ事故の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。

3 雪降ろしの際の災害防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舍等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく、適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。

こんな場所等は転倒災害防止への注意が必要!!

- 人や車の出入りにより積雪が踏み固められた通路
- 段差や傾斜のある通路
- 濡れたタイル張りの床
- 凍結面の上に雪が積もった路面

冬季の転倒災害を防止しよう！
（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）

治療と職業生活の両立支援に係る 相談窓口・助成金等をご案内します。

岩手労働局では、がん、脳卒中、肝疾患などの病気を抱えた労働者の方が、治療をしながら職業生活を続けることができる職場環境の整備等のため、「岩手県地域両立支援推進チーム」を設置し、治療を受けられている方々や事業場向けに、相談窓口や助成金等をご案内するリーフレットを作成しましたのでお知らせします。

詳しくは、岩手労働局のホームページをご覧ください。



岩手労働局 治療と職業生活の両立支援

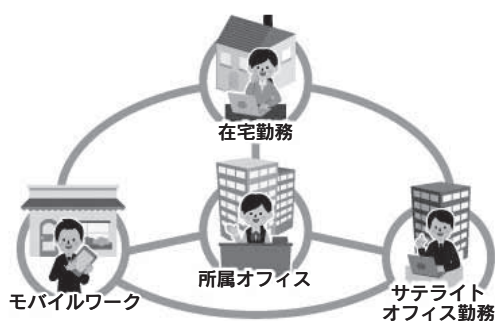
検索

テレワークを活用してみませんか

テレワークは、
情報通信技術を活用し、時間や場所を
有効に活用できる柔軟な働き方 です。

本来勤務する場所から離れて、自宅などで
仕事することにより、業務の効率化や、
通勤負担の軽減によるワークライフ balan-
スの実現を図ることができます。

テレワークの形態



◆在宅勤務

自宅を就業場所とする働き方です。通勤負担が軽減され、時間を有効に活用することができます。

◆モバイルワーク

移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。時間を効率的に活用できます。

◆サテライトオフィス勤務

所属オフィス以外のオフィスやワーキングスペースを利用する働き方です。業務に集中できる環境で就労できます。

テレワークの効果



企業
(経営者・推進担当者)
の感じる効果

- 1 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
- 2 資料の電子化や業務改善の機会となった
- 3 通勤費やオフィス維持費などを削減できた
- 4 非常時でも事業を継続でき、早期復旧もしやすかった
- 5 顧客との連携強化、従業員の連携強化になった
- 6 離職率が改善し、従業員の定着率向上が図れた
- 7 企業のブランドやイメージを向上させることができた



従業員
(テレワーク実施者)
の感じる効果

- 1 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 2 集中力が増して、仕事の効率が良くなった
- 3 自律的に仕事を進めることができる能力が強化された
- 4 職場と密に連携を図るようになり、これまで以上に信頼感が強くなった
- 5 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した

No more ! 墜落・転落災害 @建設現場

平成29年秋以降、**建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加!**
また、**死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です!**

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施!

平成29年12月1日(金)～平成30年1月31日(水)

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。
期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組みますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまがー丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう!

【建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の型別内訳(平成28年)

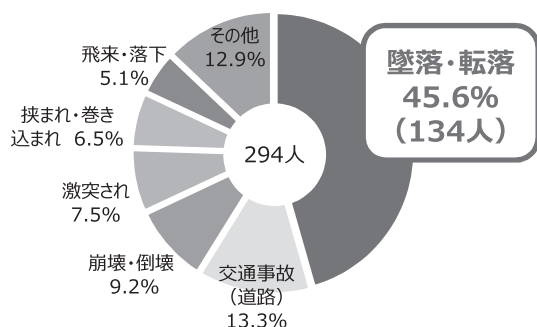
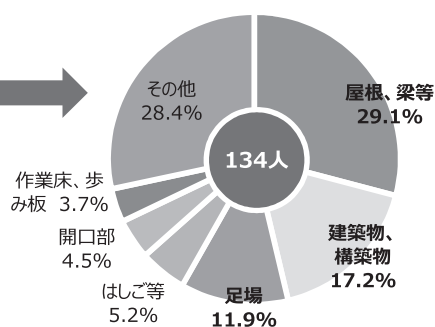


図2 墜落・転落災害の発生箇所(平成28年)



建設現場では、a～iの実施事項(基本事項)を要確認

☐	a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
☐	b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
☐	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
☐	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
☐	e. 足場からの墜落防止措置	足場(一側足場を除く)には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
☐	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
☐	g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
☐	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
☐	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

それぞれの事項を確認して、
□にチェック!

墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置（表面に記載した a ～ i の基本事項）を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。

「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

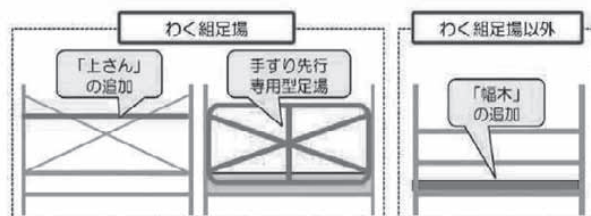
安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。

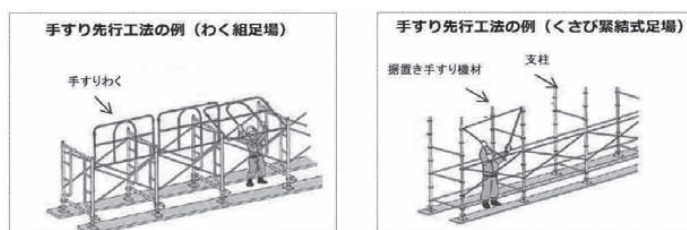
1：上さん・幅木などの設置

- わく組足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
 - ・ 「手すり先行専用型足場」を設置すること。
- わく組足場以外の足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。



3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

その他（はしご・脚立、屋根の上など）の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本となります。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」参照（www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf）。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにすることで墜落・転落災害の防止を図ることができます。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照（www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf）。

労働時間等見直しガイドライン、 育児・介護休業指針が改正されました ー平成29年10月1日から適用ー

【問い合わせ】岩手労働局雇用環境・均等室
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎
電話 019-604-3010

キッズウィーク^(※)への対応や労働者が裁判員として刑事裁判に参画しやすくとともに、転職が不利にならないような仕組みを作るため、労働時間等見直しガイドライン及び育児・介護休業指針が改正されました。

事業主の皆様には、以下の改正点について検討をお願いします。

※キッズウィークとは、地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組で平成30年4月からスタートします。

(1) 労働時間等見直しガイドラインの改正点

①子どもの学校休業日(キッズウィークを含む)や地域のお祭り、イベント等に合わせて労働者が年次有給休暇を取得できるよう配慮すること

②公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者のための休暇制度等を設けること

③年次有給休暇は入社6か月後から付与されますが、仕事と生活の調和や労働者が転職により不利にならないようにする観点から、雇入れ後初めての年次有給休暇を付与するまでの継続勤務期間や最大付与日数に達するまでの継続勤務期間を短縮すること

(2) 育児・介護休業指針の改正点

育児・介護休業法上、子の看護休暇及び介護休暇は労使協定を締結することにより入社6か月未満の労働者を除外することができます。その場合であっても入社6か月未満の労働者が一定の日数を取得できるようにすること

認定を目指す企業をお手伝いします！ ー岩手労働局認定部ー

【問い合わせ】岩手労働局 認定部
岩手労働局雇用環境・均等室内
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15
盛岡第2合同庁舎
電話 019-604-3010

岩手労働局認定部は厚生労働省で実施している認定制度及び認定企業の周知や認定マークの取得促進に向けた取組活動を行っております。

あなたの企業でも認定マーク取得をめざしてみませんか。(認定企業数は平成29年11月9日現在)

子育て支援に積極的な企業は くるみん (県内で28社認定)



- ・子育てに関する行動計画の目標を達成済み
- ・男性の育児休業取得率が7%以上(300人以下企業は1歳以上の看護休暇取得等でも可)
- ・女性の育児休業取得率が75%以上 など

女性の活躍が進んでいる企業は えるぼし (県内で5社認定)



- ・課長相当職以上に占める女性割合が産業ごとの平均値以上
- ・女性で非正規から正社員への転換実績あり など

若者の雇用・育成に積極的な企業は ユースエール (県内で3社認定)



- ・新卒者等の正社員として就職した者の離職率が20%以下
- ・年次有給休暇取得率が70%以上
- ・月平均所定外労働時間が労働者1人あたり20時間以下 など

1つでもあてはまる企業にぴったりです！

- ☐ 従業員の子育て支援、女性活躍推進、若者育成に取り組んでいる。(就活生も注目)
- ☐ 優秀な人材を集めたい(求人票にも認定マークを記載できます)
- ☐ 認定を目指すことにより企業として積極的に取り組んでいることを従業員にも知ってほしい(従業員のモチベーションアップ)

岩手労働局認定部がお手伝いします！

- ☐ 認定申請方法のご説明
- ☐ 認定に該当するかの事前確認
- ☐ 認定要件を満たすような取組のアドバイス
- ☐ 認定に関する企業の行動計画(子育て支援や女性活躍)のご提案



中皮腫が発症した場合の 労災請求について

Q 私の父は中皮腫のため入院し治療することになりました。父は、石綿の吹付け作業を行ったことがあり、その時に石綿を吸い込んだと話しています。既に会社を退職していますが、治療費の労災請求はできますか。

また、中皮腫の他に、石綿で発症する病気があれば教えてください。

A 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから非常に長い期間を経過して発症しますが、労災保険を受ける権利は退職しても消滅しません。

中皮腫を発症し、それが労働者として石綿にばく露する作業に従事していたことが原因であると

認められた場合は、労災保険給付の支給対象となります。労災として認められるかどうかについては、「石綿による疾病の認定基準」により労働基準監督署で判断することになります。調査の過程で職歴と従事していた業務の内容を確認する必要がありますので、職歴と業務内容をできる限り整理の上、最寄りの労働基準監督署にご相談いただければ、詳しい請求方法等をご説明いたします。

なお、厚生年金を受給している方につきましては、年金事務所で勤務先の履歴を確認することができます。

また、石綿との関連が認められている疾病として、中皮腫の他、石綿肺、肺がん（原発性）、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚があります。

◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら...

※ 石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者（※）または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

労災保険制度による「**労災保険給付**」
または
石綿健康被害救済制度による「**特別遺族給付金**」
（労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合）
を受けられる場合があります。
→ お近くの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。



石綿健康被害救済制度
による「**救済給付**」
を受けられる場合があります。
→ **（独）環境再生保全機構**に
ご相談ください。

（フリーダイヤル）

0120-389-931



メンタルヘルスとコミュニケーション

②1 ～私頑張ってますアピール～

今松 明子

新しいことにチャレンジすることは期待もある反面、本当にやれるだろうか、ついていけるだろうか、理解できるだろうか等いろいろなことを考え、大きな不安を伴うことがあります。徐々にその状況に慣れ不安は低減し、頑張っている自分を確かめていくということもあると思います。確かに本人としては頑張っているのだろうし、客観的に見ても頑張っているなあと思える人はTVや本の中だけでなく周囲にもいっぱいいます。そういう人たちに対して私たちは、ややもすると羨望だけでなく、嫉妬に満ちた感情を向けてしまうこともあるかもしれません。

先日、資格取得を目標に通信教育を受講した人に会いました。この方はかなり前から、勉強したいと思っていたのだそうですが、プライベートも含めなかなか条件が許さず、やっと取り組むことができる日がきて、楽しみながら取り組めたとのことでした。しかし、すごくショックなことがありましたと、こんなことを吐露してくれました。

私、3月に合格通知が届いたんです。本当に努力したつもりです。だから努力が報われたとすごく嬉しかったです。周囲の人たちも心から喜んでくれ、拍手を送ってくれたと思ったんですが、その中の一人がこんなことを言っているのをたまたま聞いてしまったのです。

「あの人さ、私、頑張っていますアピール凄かったね。まあね、受かったからいいようなものだけど、閉口だったよ。確かに頑張っているのはわかっているけどさ、顔を遇わせた都度都度、聞いてもいないのに、宿題があつてとか、だから図書館に行って調べたとか、土日勉強で忙しくてとか。まあその通りなんだろうけど聞かされている私たちは毎回、『すごいよね。よく頑張っているね。』って口を揃えて言うほかないんだよね。他にいいようある？ ないでしょ。頑張ってい

るねって言ってほしいんだもん。返事は『そんなことないよ。』と謙遜で答えるのがパターンなのね。言ってみれば一つの儀式みたいになっていたような感じでさあ、ちょっとウンザリ感あったよね。」

と話し、周囲の人たちに同意を求めているんです。周囲の人たちからは同意の言葉はなかったけど、弁護してくれるような言葉もなく、なんとなく濁すような感じで余計ショックでした……。

みなさんはどう感じられましたか？ 努力していることを自慢しているように受け取られたようです。毎日自慢話を聞かされるのは確かにたまらないことなので言っている人の気持ちもわからないわけではありませんね。しかし、この方は本当に自慢していたのでしょうか。自慢したいという気持ちがどっかにあったのでしょうか。そうは思えないなあと感じている方もいらっしゃると思います。むしろ、みんなから言ってもらえる「よく頑張っているね。」という言葉が目標に向かっていくための大きな励みになっていたのかもしれないと思うのです。もしかしたら、頑張って課題に向かいながら、苦しみだけではなく、楽しみややりがいを感じ、みんなにも始めてもらいたいというような気持ちが心のどこかにあったのかもしれないと考えられなくもないと思います。

でも、仮に自慢の気持ちが心の奥底にあったとしたら、その心理はどんなものなのだと思いますか。頑張っているという自分をわかってほしい、認めてもらいたいというようなところでしょうか。もともと自分に対する自信が低く、もしかしたら劣等感のようなものも持っており、頑張っているという事実を通して自分で自分を認めていきたいということもあるかもしれません。

よく自慢ばかりしている人は、素晴らしいと評価してほしい、認めてほしいという気持ちが非常に強く、根底に劣等感がある場合があります。つまり、自尊感情が低い場合はそういう言動をとりがちです。自慢ばかりでなく、怒りっぽい人、怒り散らすような人もそういう傾向があるかもしれません。そんなことをちょっと意識して相手を観察してみると、こちらの気持ちも変化するかもしれませんね。(つづく)

i

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

10月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
宮古	ライトニング サービス工場	宮古市

支部名	事業所名	所在地
花巻	(株)スタジオ東日本	花巻市

9月末会員数	5,081	10月加入	2	10月退会	7	10月末会員数	5,076
--------	-------	-------	---	-------	---	---------	-------

公益財団法人 岩手労働基準協会 年末年始休日のお知らせ

平成29年12月29日(金)～平成30年1月4日(木)まで
お休みとさせていただきます

中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

記録を達成された事業場には、中小企業無災害記録証と副賞(表彰盾)を授与いたします。



努力賞

進歩賞

銅賞

銀賞

金賞

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

《申請書および制度のお問い合わせ》

中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課03-3452-6402

<http://www.jisha.or.jp/chusho/record/index.html> または 中小企業無災害記録 [検索](#)

死 亡 災 害 速 報 (10月)

- 花巻署 商業（燃料小売業） 10月 男（60歳代） 交通事故（道路）
営業所から社用車を運転して客先に向かっていたところ、車道左側に逸脱し、電柱に激突した。
- 花巻署 製造業（自動車整備業） 10月 男（40歳代） はさまれ、巻き込まれ
洗車場でロータリー除雪車を清掃中、回転していたオーガにホースが絡まり、被災者もオーガに巻き込まれた。
- 花巻署 建設業（木造家屋建築工事業） 10月 男（50歳代） 墜落、転落
2階梁上で床下地材を敷く作業中、バランスを崩し、約3.6m下の1階基礎コンクリート部分に転落した。

講習会のお知らせ

30年2月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	H30.2/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	H30.2/13(火)～15(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	16,200	2,160
		H30.2/13(火)～14(水)・16(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	12/18(月)～19(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	10,800	1,944
	玉掛け技能講習	12/11(月)～13(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		12/11(月)～12(火)・14(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H30.1/22(月)～24(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		H30.2/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H30.2/5(月)～6(火)・8(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H30.2/6(火)～8(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		H30.2/6(火)～8(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	12/11(月)～14(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	29,160	1,620
		12/19(火)～22(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
		H30.1/16(火)～19(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		H30.1/22(月)～25(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H30.2/13(火)～16(金)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		H30.2/20(火)～23(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	H30.1/22(月)・26(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	12,960	1,620
	小型移動式クレーン運転技能講習	H30.1/15(月)～17(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		H30.1/15(月)～16(火)・18(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H30.1/23(火)～25(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	H30.1/11(木)～12(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,720	864
		H30.1/11(木)～12(金)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	安全衛生推進者養成講習	H30.1/18(木)～19(金)	アイ・ドーム	60	一関支部	8,640	1,404
特 別 教 育	アーク溶接等の業務特別教育	12/13(水)～12/14(木)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	9,720 10,800	1,080
		12/20(水)～21(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		12/25(月)～26(火)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
		H30.1/9(火)～10(水)	久慈職業訓練協会他	40	二戸支部		
	足場の組立て等の特別教育(6時間)	H30.2/7(水)	アイ・ドーム	30	一関支部	5,400 6,480	800
		H30.2/14(水)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	動力プレスの金型の取扱特別教育	12/8(金)～9(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	8,640 9,720	1,080
	クレーン運転業務特別教育	H30.2/19(月)～20(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,460 9,720	1,645
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	H30.1/19(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	7,560 8,640	648
		H30.1/29(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	粉じん作業特別教育	H30.1/15(月)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	4,860 5,940	648
		H30.1/24(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	H30.1/26(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	1,296
そ の 他	職長教育	H30.2/14(水)～15(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 12,960	864
		H30.2/22(木)～23(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部		
	職長・安全衛生責任者	H30.2/21(水)～22(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 12,960	1,512
		H30.2/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	丸の二等取扱い作業従事者教育	H30.2/16(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	4,860 6,480	1,030

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
その他の	有機溶剤業務従事者安全衛生教育	H30.2/14(水)	アイ・ドーム	30	一関支部	6,264 7,344	864
	危険予知普及講習	H30.2/7(水)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,940 7,020	756
	化学物質のためのリスクアセスメントセミナー	H30.1/31(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	4,860 5,940	864
	安全管理者選任時研修	H30.1/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	14,040 16,200	1,512
	労務担当者実務研修会	H30.2/2(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000

※ 11月よりテキスト改訂の際、料金が変更となります。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

安全衛生教育促進運動

実施期間 平成29年12月1日から平成30年4月30日まで

主唱者 中央労働災害防止協会

労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育について、その重要性を啓発し、特に法定事項の実施を促進するため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、実施している運動です。

平成28年10月に、第三次産業や製造業における災害増加、メンタルヘルス対策や化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえた安全衛生教育推進要綱の改正が行われ、安全衛生教育・研修の対象者に安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などが追加されたほか、安全衛生教育・研修の種類の充実等が図られました。

各事業場においては、引き続き安全衛生活動に適時・適切に取り組むためには、安全衛生教育・研修について、新たな安全衛生教育等推進要綱を踏まえ、その実施体制・内容を一層充実させるとともに、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、教育・研修の対象者が増える年度初めに向けて計画的に準備を進め、着実に実施することが必要です。

安全衛生教育促進運動の標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●11月号の正解

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転倒災害防止対策キャンペーン」を12月1日～1月31日にかけて展開します。

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加しています。また、死亡災害のうち約○%が墜落・転倒災害です。

では○にあてはまるのは、次の①～③のどれになりますか？

- ① 35%
- ② 45%
- ③ 55%

ヒント 本誌4～5ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成29年12月20日（水）消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報お待ちしております。

新コーナー ご当地紹介コーナー 12月・師走



華やか光のトンネル 天台の湯でイルミネーション

写真提供：二戸市観光協会浄法寺支部

2011年からスタートしたイルミネーション「電飾のトンネル」や「電飾ツリー」、「稲庭岳の湧き水をイメージした滝」が飾られて7年目を迎えます。点灯式は全員でカウントダウン。青や赤、緑など約4万個の電球の姿に、来場者からは歓声とともに、幻想的な光に魅了されます。点灯式会場では甘酒や豚汁が振る舞われるほか、歌謡ショーも行われます。

日時 12月20日頃点灯式（予定）
点灯時間は毎日午後6～9時
（来年2月末まで、1月中旬以降は週末のみの点灯）

場所 稲庭交流センター「天台の湯」
主催 二戸市観光協会浄法寺支部など
問い合わせ 二戸市観光協会浄法寺支部
TEL 0195-38-2211

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

聞く耳も聞かない耳も持っている

人間は都合よく出来ている。聞いて気持ちの良い事はよく聞こえるものの、自分に不利なことは、なかなか聞こえない。お互い様である。

（川柳原生林9月号＜杜若＞箱石松博作品より）

岩手の死亡災害（9月末）

製造業	2	(2)
鉱業	0	(0)
建設業	6	(7)
運輸交通業	2	(1)
林業	3	(4)
商業	1	(1)
その他	2	(1)

累計 16 (16)
() 内は前年同期

編集後記

「いわて年末年始無災害運動」がスタートしました。実施期間は12月1日～平成30年1月31日となっています。岩手労働災害防止団体連絡協議会は、当協会を含め12団体が参加し、岩手労働局とともに本運動を主唱しています。本年からスローガンを変更し「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」となりました。

平成28年の休業4日以上死傷者数は、1,305人と前年の平成27年から11人、0.8%減少しましたが、必ずしも減少傾向にあるとはいえません。平成29年は第12次労働災害防止計画の最終年として計画目標の達成に向けて取り組まれてきましたが、目標達成

は困難な状況にあります。

このような中、年末年始は慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となります。実施期間中に冬季特有要因により発生する労働災害は、転倒災害では約5割、交通労働災害では約4割を占めており、冬季における労働災害を防止することが最重要課題といえます。

これ以上の労働災害を増やさないために、会員事業所の皆様には十分な安全対策を取っていただき、本無災害運動期間中のあなたの安全家族の願いを祈願いたします。

発行 平成29年12月1日
定価 1部 100円
〔会員事業所の購読料は年会費に含む〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
〒020-0857／☎019-681-9911／FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤勝弘